

【リーフレット】

東京大学における共同研究・受託研究・学術指導の受入にあたって

1. 共同研究・受託研究・学術指導とは

	共同研究 Collaborative Research	受託研究 Entrusted Research	学術指導 Academic Consultation
制度概要	民間機関等から研究者及び研究経費等を受け入れて、本学と当該民間機関等が共通の課題について共同して行う研究。 ※本学でのみ行う場合と、本学・民間機関等双方で行う場合がある	大学法人以外の者から委託を受けて大学法人が実施する研究で、これに要する経費を委託者が負担するもの	大学法人以外の者から依頼を受けて、大学法人の受託事業として教職員がその教育、研究及び技術上の専門的知識に基づき指導又は助言を行い、もって依頼者の業務又は活動を支援するもの
申込	共同研究申込書による	受託研究申込書による	学術指導依頼／受諾書による
実施期間	共同研究申込書及び共同研究契約にて定めた期間	受託研究申込書及び受託研究契約で定めた期間	学術指導依頼／受諾書で定めた期間
ご負担いただく資金(※1)	本学が共同研究遂行のために必要な直接的な経費（直接経費）に研究支援経費を合算したもの ※民間等共同研究員を本学に派遣する場合には別途研究料(年額550,000円)もご負担いただく。	本学が受託研究遂行のために必要な直接的な経費（直接経費）に研究支援経費を合算したもの	学術指導料として、指導料、必要経費の合計額に研究支援経費を合算したもの
契約条件	本学所定の共同研究契約書による（契約協議可）	本学所定の受託研究契約書による（契約協議可）	本学所定の学術指導実施条件による（契約協議不可）
原則の知的財産の取扱	当該知的財産への知的貢献度に基づく協議の上、帰属・持分を決定	本学単独に帰属	知的財産の発生が想定されていない。

※1：別途・受入部局の規程に基づく経費等をご負担いただく場合がございます。

2. 各制度の受入・契約手順

①研究者との事前相談

研究代表者・研究担当者と研究・指導内容、経費額・内訳、スケジュール、研究体制、想定される成果物などについて事前に十分に調整願います。

②申込書・依頼書のご作成・ご提出

- ・申込書のご作成は民間機関等の長もしくは申込権限を有する方にて作成をお願いします。
- ・申込書は研究代表者の所属部局の担当部署に提出願います。

③学内における受入審査

受入部局において受入審査を行います。審査にあたり確認事項、書類提出をお願いする可能性もありますので、ご協力をお願いいたします。

④契約協議・締結

- ・本学契約書雛形・実施条件を提示いたします。原則として、民間機関等の雛形ではお受けできません。
- ・(共同研究・受託研究のみ)本学雛形の条文修正協議は可能ですが、協議対応に1か月以上要する場合がありますので、本学雛形での契約締結をご検討ください。

3. ご注意いただきたいこと

○研究経費等は期限までに支払いをお願いいたします。

- 本学での実施に必要な経費の執行は、原則として、契約を締結し、研究経費・学術指導料をご入金いただいた後に可能となるため、お支払いがない場合は本学での活動ができない可能性があります。研究経費・学術指導料については本学の請求に従って期限までに確実に支払いをお願いいたします。
- 「2. 各制度の受入・契約手順」のとおり、共同研究、受託研究、学術指導の申込から契約締結までにお時間（目安として約2ヶ月程度）をいただく可能性もありますので、ご理解をお願いいたします。

○利害関係者との間で禁止されている行為についてご注意ください。

- 共同研究、受託研究、学術指導の相手方にとってこれらの契約に関する会計事務担当の教職員、内容を実質的に決定し得る立場にある教職員、受入れ審査等、当該契約締結に関与する教職員は利害関係者となります。
- 本学の教職員が相手先機関と関わるに当たり、金銭や物品の贈与を受けること、酒食等のもてなし（接待）を受けること、車での送迎など、無償でサービスの提供を受けること、一緒に麻雀等の遊技やゴルフ、旅行をすること、その他金銭の貸付や未公開株式の譲渡、無償での物品や不動産の貸し付けを受けること等は禁止されています。ご理解とご協力をお願いいたします。

東京大学教職員倫理規程：<https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400278054.pdf>

○お申込・ご依頼をお断りする場合もございます。

- 民間機関等から資金等を受け入れて行う研究は、本学が社会のニーズや最新の学術研究動向に対応した研究を行い、その成果を還元することで社会の発展に寄与していくため極めて重要な活動です。
- 他方で、本学が研究を行うに際し、公的機関として説明責任を果たす必要があることから、適切な相手方の選定、研究・教育テーマの設定、契約内容の精査、活動開始後の適切な管理などを行うこととしております。
- お申込・ご依頼を受け入れた場合に、本学として説明責任を果たすことができない可能性があるかと判断した場合には、共同研究、受託研究、学術指導のお申込・ご依頼をお断りする可能性があることをご理解ください。
- 共同研究、受託研究、学術指導は、反社会的勢力と認められる個人・法人・団体又は本学が教育研究上、支障があると認める個人・法人・団体などからの受入れは認めず、入金いただいた経費等は返還いたします。

○共同研究、受託研究は実施状況により中止をさせていただく場合があります。

- 研究経費の支払いが確認できない、本学から連絡がとれない状態が続く、その他契約書の条項に該当する場合には、当該共同研究、受託研究を中止させていただく場合があります。
- 中止の判断にあたり、相手先機関等に対して実施状況の確認をさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

○本学の名称等を使用する際には、本学へ事前に同意を得てください。

- 研究成果のプレスリリースなど、自機関での活動に際して本学の名称・ロゴマークなどを使用される場合には、必ず本学に対して事前に同意を得てください。

【関連情報】

各部局受入担当一覧：https://www.ducr.u-tokyo.ac.jp/activity/research/research_material_list01.html

関係規則・契約書雛形：https://www.ducr.u-tokyo.ac.jp/rules_and_forms/index.html

東京大学教職員の倫理保持のための規範：https://www.u-tokyo.ac.jp/focus/ja/articles/z1404_00004.html